

福祉施設における防火管理について

茨木市消防本部 予防課 査察係

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向
2. 防火管理の重要性
3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

火災の傾向

令和7年の火災件数 39件

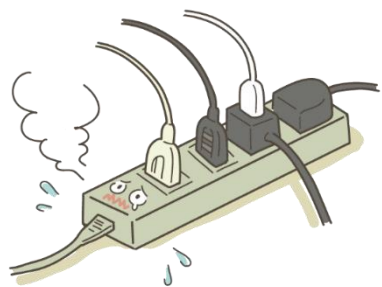
火災の主な原因	電気機器	7件
	たばこ	6件
	こんろ	3件
	ストーブ	3件
	その他	19件



消防犬ラッキー

火災の傾向

電気機器 7件



コンセント・配線関係



リチウムイオンバッテリー



電子レンジ

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

防火管理とは？

「火災を起こさない」「火災を広げない」「死傷者を出さない」
ために平常時から体制を整えること



命を守るために必要であると同時に
消防法で義務付けられた責任でもある

福祉施設特有のリスク

- 自力避難困難者
- 防火設備への依存度が高い
- 夜間少人数体制
- 職員の入替わりが多い

過去の火災事例

日時	2006年1月8日	2010年3月13日	2013年2月8日
場所	長崎県大村市	北海道札幌市	長崎県長崎市
種別	グループホーム	認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者 グループホーム
建物	R C造一部木造平屋建て	木造2階建て	鉄骨造一部木造4階建て
死傷者	死者7人 負傷者3人	死者7人 負傷者2人	死者5人 負傷者7人

防火管理の重要性

事故後に問われるのは

「火災が起きたこと」ではなく、

「防げた危険を放置していなかったか」

「**法律違反がなかったか**」です。

最終的な責任を負うのは経営者です。

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

立入検査実施時に指摘が多い違反内容

① 消防訓練 未実施

② 防炎対象物品の未使用

③ 防火対象物使用開始(変更)届出書 未届

① 消防訓練

消防訓練の回数

- ・ 消火訓練及び避難訓練は年2回以上
- ・ 通報訓練は消防計画に定められた回数(年1回以上)

事前通知が必要

- ・ 訓練前に「消防訓練事前通知書」の提出が必要
- ・ 来署しなくてもスマートフォンで可能

② 防災対象物品

防災対象物品

- ・ カーテン、布製のブラインド
- ・ 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立
- ・ 下げ丈が概ね1m以上ののれん
- ・ 2㎡を超えるじゅうたん等（カーペット、ござ、人工芝など）



正解は
こっち



③ 防火対象物使用開始（変更）届

使用を開始（変更）する7日前までに届出が必要

- ・ 管理権原者（所有者）の変更
- ・ 建物（事業所）名称の変更
- ・ 増築、増床、間仕切りの変更 など

消防本部予防課へ相談してください！

- ・ 法に適合しない形で使用（営業）を開始させないことが目的
- ・ 増築、増床、間仕切り変更の場合は図面を持参して協議

最後に・・・

「分かっていたのに対策していなかった」が

最も大きなダメージを与えます!

防火管理は現場任せでは成立しません

最終的な責任は経営者にあります!